

やまがた 中小企業

山形県中小企業団体中央会
URL <https://www.chuokai-yamagata.or.jp>

第6号
令和6年度

置賜・庄内地域懇談会を開催



〔置賜地域懇談会〕



〔庄内地域懇談会〕

本会は、2月18日(火)米沢市「グランドホクヨウ」、2月27日(木)酒田市「ル・ポットフー」において、令和6年度(置賜・庄内)地域懇談会を開催しました。

当懇談会では会員組合の現状等について意見交換を行い、本会の支援方針の明確化、施策等の有効活用等を図ることを目的に実施しております。

両地域の会員組合、商工中金、県総合支庁の商工関係課、市の商工関係課、商工会議所、商工会の担当者等が出席し、本会から令和6年度事業実施状況の報告と令和7年度実施事業内容について説明し、出席者からは、組合・業界情勢について活発な意見交換が行われました。

また、置賜地域懇談会では、「地域課題解決のための自律的で持続可能な仕組みの創出と人材の育成」をテーマに、山形大学アントレプレナーシップ教育研究センター長の小野寺忠司氏からご講演いただきました。

置賜・庄内地域懇談会を開催	①
特集1 決算期の留意点について	②～③
特集2 令和7年度本会支援事業のご案内	④～⑤
組合資料収集加工事業／山形県漬物協同組合	⑥
組合資料収集加工事業／山形県醤油味噌工業協同組合	⑦
組合ニュース 山形県醤油味噌工業協同組合 山形市初市へ出展／山形県電機商業組合 消費者懇談会を開催	⑧
広報戦略セミナーを開催／山形県工業会 第2回山形県商工関係各課長との懇談会を開催	⑨
省力化投資補助金が拡充されました	⑩
来年度から「やまがた中小企業」がメール配信に切り替わります／組合運営Q&A	⑪
全国中央会課題対応事業補助金	⑫

決算期の留意点について

I. 書類の提出

1. 決算関係書類の提出

毎事業年度終了後、必ず行わなければならない届出に「決算関係書類」の提出があります。通常総会（通常総代会）終了後、2週間以内に毎年決算関係書類を所管行政庁宛に提出しなければならないことになっています。

(1) 提出について

根拠法規	中小企業等協同組合法 第105条の2 中小企業団体の組織に関する法律（組合法準用） または 商店街振興組合法 第82条第1項
代表理事	代表理事
提出期限	通常総会（通常総代会）終了後2週間以内
罰 則	20万円以下の過料 （商店街振興組合法が適用される場合は10万円以下の過料）

(2) 提出書類

1	事業報告書
2	財産目録
3	貸借対照表
4	損益計算書
5	剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面
6	監査報告書
7	前各号の書類を承認した通常総会（通常総代会）の議事録またはその謄本

※決算関係書類の様式は、本会ホームページ(<https://www.chuokai-yamagata.or.jp>)からダウンロードしてください。なお、ユーザー名及びパスワードは、本会へご確認ください。

2. 役員変更届

役員の変更（氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更）があったときは、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。

なお、通常総会（通常総代会）において新たな役員を選挙または選任をした場合は、決算関係書類への総会議事録（総代会議事録）添付により役員変更届書への添付を省略することができます。

また、役員全員が再選重任となり、役員の氏名、住所に変更がないときは、行政庁への役員の変更届出は不要となります。（役員全員重任の場合でも、代表理事の登記は必要となります。）

II. 注意点

1. 財産目録

株式会社等では決算時に財産目録作成の義務はありませんが、組合は決算時に必ず財産目録を作成し、提出しなければなりませんのでご注意ください。

2. 剰余金処分案(損失処理案)

剰余金処分案作成にあたっては、定款に記載の通り「法定利益準備金」及び「特別積立金」を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会及び商店街振興組合にあっては「法定繰越金(教育情報繰越金)」を繰り越す処理を必ず行ってください。この処理を適正に行っていないため、「法」及び「定款」違反となり、国・県等の中小企業施策の支援、表彰等を受けられない等の事例もみられます。

なお、会社法では、利益処分案に代わり「株主資本等変動計算書」が計算書類の1つとされていますが、組合では作成する必要はなく、「剰余金処分案(または損失処理案)」の作成が義務づけられていますのでご注意ください。

(1) 剰余金処分案(損失処理案)について

剰余金処分案(損失処理案)とは、決算によって当期利益が算出され、前期繰越利益もしくは前期繰越損失を加減した金額を処分または処理するために作成するものです。剰余金処分、損失てん補に当たっては、法令及び定款の規定に従って作成しなければなりません。

(2) 剰余金処分(損失処理)の方法について

組合法及び定款に定められている積み立ては、当期利益(繰越損失を控除した金額)を基にして行わなければなりません。当期利益(繰越損失を控除した金額)の金額が少額であっても積み立てを行う必要があります。

<参考例>

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
当期末処分剰余金	1	△ 1	△ 2	△ 2
組合積立金取崩	0	1	3	0
剰余金処分額	1	0	0	0
次期繰越剰余金	0	0	1	△ 2

※ケース1・ケース3は剰余金処分案を作成、ケース2・ケース4は損失処理案を作成

(3) 法定利益準備金について

組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1(共済事業を行う組合にあっては、5分の1)以上を準備金として積み立てる必要があり、損失のてん補以外には取り崩してはいけません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

(4) 特別積立金について

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければなりません。

(5) 教育情報費用繰越金(法定繰越金)について

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければなりません。企業組合、商工組合及び協業組合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

3. 登記申請

<代表理事変更登記>

総会(総代会)で役員の変更があった場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、法務局に代表理事の変更登記申請をしなければなりません。なお、代表理事が再選された場合でも、登記申請を行う必要があります。代表理事が変更になった場合、改印届は申請書と同時に提出してください。

<その他の変更登記>

定款変更を行った場合、変更の内容によっては登記が必要な場合がありますので、本会までご相談ください。

※登記を怠りますと、登記懈怠で代表理事個人に過料が科せられますのでご注意ください。

特集 2

令和7年度 本会支援事業のご案内

令和7年度本会会員組合等に対する支援事業は以下の通りです。

事業の詳細をまとめた資料「令和7年度組合等に対する支援事業について」を本会ホームページの新着情報に掲載（4月18日まで）していますので、ご覧ください。事業の詳細やご不明な点につきましては、本会連携支援部までお問い合わせください。

実施を希望される場合は、別途送付しておりました「事業実施希望調査票※1」にご記入のうえ、ご返送くださいますようお願いいたします。

なお、事業対象組合数には限りがあり、また実施事業の内容によっては支援事業を活用できない場合がございますのでご了承ください。

1. 本会支援事業一覧※2

実施したい内容	事業名	対象	HP掲載 資料ページ
組合員の経営に役立つ勉強会を開催したい	特定問題研究会	県内一円に組合員がいる業界団体としての役割を担う中小企業組合	5 18
	組織化集中指導事業	中小企業組合	5 19 20
	青年部研究会事業	中小企業組合青年部	5 21 22
	小企業者特別講習会	小企業者で組織する中小企業組合等	6
業界内での先進地を視察して、見識を深めたい	組織化集中指導事業	中小企業組合	5 19 20
	青年部研究会事業	中小企業組合青年部	5 21 22
組合の課題を抽出し、調査や改善策を検討したい	組合機能強化支援事業	中小企業組合	6 23 24

実施したい内容	事業名	対象	HP掲載 資料ページ
組合員の取引力強化を図るために、組合のHPやパンフレット等を製作したい	取引力強化推進事業	小企業者で組織する 中小企業組合	6 25 26
調査研究、将来ビジョンの策定、試作品の開発などを行いたい	中小企業組合等活路開 拓事業	中小企業組合 任意グループ等	7
国内外の展示会への出展や展示会の自主開催をしたい			
組合等が行うアプリケーションシステムや情報ネットワークシステムの開発や、開発のための計画立案をしたい	組合等情報ネットワークシステム等開発事業	中小企業組合 任意グループ等	7 27
業界に関連した法改正に伴う対応について組合全体で学びたい	専門家派遣事業	中小企業組合及び 組合員企業等	8
インボイス制度への対応、団体協約等による価格転嫁対策等を行いたい	事業環境変化対応型支援事業	中小企業組合及び 組合員企業等	8
売上拡大や生産性向上に向け、人手不足解消のための省力化投資を行いたい	中小企業省力化投資補助事業（国）	中小企業組合及び 中小企業者	9 15 16
生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行うために必要な設備投資を行いたい	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（国）	中小企業組合及び 中小企業者	10

※ 1 複数の事業の実施希望も可能ですがご希望に添えない場合もございます。

※ 2 令和7年3月現在の内容です。今後、内容の一部が変更される場合がございます。

【この記事に関するお問合せ先】 連携支援部 023-647-0360

B-2

山形県漬物協同組合

品評会と販売会で品質向上と販路開拓、意識向上を実現

住 所	〒990-0061 山形県山形市五十鈴1-3-27		
U R L	https://yamagata-tsukemono.com/		
設 立	昭和45年8月	主 な 業 種	漬物の製造業および販売業
組 合 員 数	17人	出 資 金	850千円

■背景・目的

昭和40年(1965年)、県産漬物を全国に普及させることを目的に始まり、コロナ禍を経て16回の開催となる。

山形県の地場野菜を活かした商品作りを行うことや組合員の商品の品質向上・新商品開発・製造技術の向上を目的に、他社から学び切磋琢磨する機会として、4年に一度実施しており、組合員が出品した商品を専門家が評価する品評会と、一般消費者への即売会とを組み合わせで開催している。

■取組みの手法と内容

準備段階では組合員全員で役割分担し、組合事務局では農林水産大臣賞の申請手続き・品評会の開催案内・審査員への依頼など、庶務全般を担当。2月下旬の3日間、山形市内の観光物産施設を会場に審査会・表彰式・即売会を開催している。審査員は大学関係者・カタログギフト会社の開発担当者・土産品販売会社の開発部長等であり、漬物の製造技術と品質管理・マーケティング両面からの審査となっている。

組合員から出品者を募り1社2品以上を出品、審査は1次審査(食風味・商品性)と2次審査(色沢・肉質・食風味・商品性)があり、官能試験と商品性の観点から評価を行い、農林水産大臣賞を始め計57品が表彰される。品評会後に即売会を実施し一律200円で販売後、地元大手スーパー全店で1週間にわたり受賞品祭りが開催された。

コロナ禍までは山形県工業試験場で品評会を実施し、市内中心部の百貨店で販売会を開催していたが、百貨店が閉店したため、令和6年(2024年)は山形市郊外の大規模観光物産施設に会場を移しての実施となった。事業の広報にあたっては、山形市近隣4市に新聞折り込みを行うとともに、山形市内の商業高校がSNSへの動画投稿で協力してくれた。

■成果とその要因

即売会では計画の3,000パックを上回る5,000パックの販売実績を上げることができた。山形県の漬物のPRと全国への販路開拓に貢献しているだけでなく、時代に合わせた新商品開発や品質向上、企業経営への意識向上のきっかけとなっている。60年近く継続されてきた事業であり、これまでの実績を踏まえてよりよい事業にしなければならないという組合員の強い取組み意識が、最大の成果要因と考えられる。



漬物品評会時の組合員集合写真



漬物品評会はメディアの取材もあり、販売会や組合のPRに繋がった



組合商品の販売会は大盛況だった



品評会と販売会を組み合わせることで、商品の品質向上・新商品開発とテストマーケティング・ブランドの維持を達成。60年近く継続してきた組合員の意識が成功要因。

c-5

山形県醤油味噌工業協同組合

統一ブランド商品の開発で組合をPR、デジタル化も推進

住 所	〒990-0832 山形県山形市城西町1-6-15		
U R L	https://yamagata-shoyumiso.jp/		
設 立	昭和22年7月	主 な 業 種	醤油味噌製造業・販売業
組 合 員 数	27人	出 資 金	30,862千円

■背景・目的

味噌・醤油の需要が年々低下するなか低価格の県外商品も増加していたため、価格以外で商品の差別化を図ることが喫緊の課題であった。県内の醸造所の紹介や地元消費の増加を図ることを目的に、山形初市にてPRを開始し統一ブランド商品を開発・販売している。また県内に分散している組合員の移動の手間を無くし、コロナ禍への対応もあってオンライン会議で定例会議や理事会を実施することとなった。

■取組みの手法と内容

共同販売事業では、山形市内で毎年開催される初市にて組合及び組合員企業のPRを実施。その後16蔵の商品を合わせたカップ入りの「山形あわせ味噌」を販売し、醤油については「紫魂 やまがた蔵自慢」というブランドを開発、同一容器・ラベルで統一して販売している。セット販売では味比べ出来るのが特徴で、道の駅・各社店舗・山形市ふるさと納税返礼品として販売されている。醤油の日である10月1日には新聞広告を掲載している。

デジタル化事業については山形県中小企業パワーアップ補助金(オンライン化促進支援事業)を活用、組合事務所に大型ディスプレイを設置しオンライン会議が可能な環境を整え、事務局が中心となって組合員に情報提供や操作のアドバイスを実施した。この環境で各委員会・理事会を月2～3回オンラインで開催することにより遠隔地の組合員も移動の必要がなくなり、会議費用・交通費・印刷費などの負担も削減された。会議はZoomを使用し組合がホストとなり運営、会議資料は事前にPDF形式にしてメールで配付している。インターネット環境がない組合員は、スマートフォンで参加している。

■成果とその要因

統一ブランド商品開発により、組合員と商品の知名度が向上。オンライン会議では時間調整が容易になり、遠隔地からの移動も不要になったためコスト削減にもつながった。

研究熱心な組合員が多く、技術・ノウハウを活かした統一ブランド商品が消費者の支持を得られたこと、また組合事務局がデジタル化のサポートや消費者からの問い合わせへの対応を行うなど、多面的な活動で支援していることも大きい。

特徴ある組合事例



組合統一ブランドの醤油「紫魂 やまがた蔵自慢」は味比べが出来るようセット販売も行う



通年販売を開始し、より買い求めやすくなった組合統一ブランドの味噌「山形あわせ」



組合員企業の特長を活かした統一商品を開発・販売することで山形味噌・醤油のブランド価値を向上させ、オンライン会議等による組合員のデジタル化も推進している。

山形県醤油味噌工業協同組合 山形市初市へ出展



1月10日(金)に山形商工会議所主催の「山形市初市」が開催され、山形県醤油味噌工業協同組合(佐藤利右衛門理事長)が出展しました。

この「山形市初市」は、江戸時代初期から400年以上続く伝統行事として、山形市中心部の大通りで開催されており、160の露店が出展している中、当日は約15万人の人出で賑わいました。

当組合は、約40年もの間出展し続けており、もともと味噌汁のPRのために出展していましたが、その際に提供していたあわせ味噌の反響が大きかったことから商品化する運びとなり、本号7ページでも紹介している「山形あわせ味噌」が出来上がりました。その他にも組合統一ブランドの醤油「紫魂 やまがた蔵自慢」や昨年12月に新たに商品開発した「山形あわせのフリーズドライのお味噌」を販売しました。

恒例となったなめこの味噌汁の振舞では、約2,000杯を提供し、大盛況でした。

山形県電機商業組合 消費者懇談会を開催



山形県電機商業組合(峯田季志理事長)は、2月4日(火)米沢市「グランドホクヨウ」において、消費者懇談会を開催し、当組合役員、日本放送協会山形放送局、東北電力株式会社山形支店のほか、消費者団体代表者ら28人が出席しました。

この懇談会は、小売店の役割や家電製品の安全な使い方等意見交換を行う場として開催しており、消費者団体から事前に受け付けた質問事項に対し、回答する形式で行われております。

峯田季志理事長は「地域の生活をサポートできるのは地域電器店であり、社会のインフラである思いで経営にあたってほしいと組合員には常日頃より話をしている。」と挨拶を行いました。

その後、家電業界に対する要望・意見・質問事項に回答し、不具合対応、修理等について継続して適切な説明を心掛けていくことで、安全な家電製品の使い方を推進していく旨、消費者団体に理解を求めました。

広報戦略セミナーを開催



1月23日(木)山形市「ホテルメトロポリタン山形」において、広報戦略セミナー「戦略的プロモーションのススメ～情報過多の時代に『何を』『いかに』伝えるか～」をハイブリッド形式で開催しました。

講師に株式会社CRYST 代表取締役 八嶋実氏をお招きし、情報過多の時代にスルーされず、記憶に残るPRのポイントを、特徴的なCM・広告・イベントの事例を交えて紹介いただきました。中小企業のPRにはココロに訴えかける感情消費が有効で、今の時代は、相手に「伝える」だけでは不十分であることからコミュニケーションを工夫し、相手の「心を動かす」ことが大切であり、その手法の一つが広告であると説明がありました。

山形県工業会 第2回山形県商工関係各課長との懇談会を開催



山形県工業会(前田直之会長・前田製管株式会社)は、2月19日(水)山形市「霞城セントラル15階」において、第2回山形県商工関係各課長との懇談会を開催しました。この懇談会は、山形県工業会が山形県との連携を深め、本県の製造業振興を推進することを目的に開催しているものです。

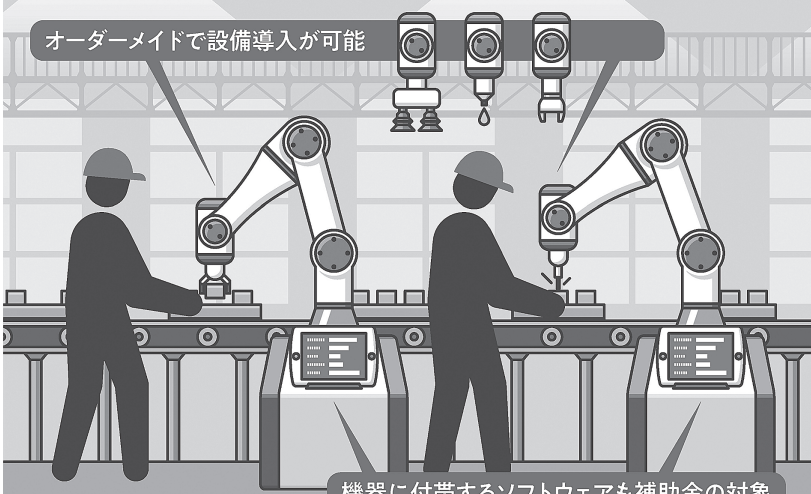
はじめに、山形県商工関係各課より令和7年度の重点事業について説明がありました。

次に「産業界の現状と課題」「県産業労働部への要望等」をテーマに、山形県工業会役員から自社や業界の現状について説明し、意見交換を行いました。

中小企業省力化投資補助金が拡充されました

これまでの中小企業省力化投資補助金「カタログ注文型」に加えて、新たに多彩なニーズに対応できるオーダーメイド型の設備等の導入が可能な「一般型」を追加し、令和7年2月より公募を開始しました。

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる 一般型 NEW!



オーダーメイドで設備導入が可能

機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

補助率※
中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額
最大 **1億円**

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

○補助率と補助上限額

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合	
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円	補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件 ①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 ※最低賃金引き上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方で未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。
6～20名		1,500万円	2,000万円	
21～50名		3,000万円	4,000万円	
51～100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円	補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件 中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること ※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。
101名以上		8,000万円	1億円	

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

省力化補助金(一般型)の特徴

- ・製品カタログに登録されていない人手不足解消に効果がある設備やオーダーメイドの設備・システムの導入
- ・労働生産性年平均4%向上を目指す計画を策定
- ・公募は公募回制(カタログ型は随時申請を受付)

詳細・最新の情報についてはHPIにてご確認ください。

[お問合せ先]

中小企業省力化投資補助事業コールセンター「<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>」

お問合せ時間:9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く)

TEL:0570-099-660 IP電話等からのお問合せ先:03-4335-7595



来年度から「やまがた中小企業」がメール配信に切り替わります

本会機関誌「やまがた中小企業」は、これまで紙媒体で皆様へ情報をお届けしておりましたが、より多くの人に情報を発信すべく、来年度からメール配信を行うこととなりました。

会員組合だけでなく、組合員の皆様へも情報発信できればと思っております。現在メールアドレスをお知らせいただいている会員組合については、タイムリーな情報を提供するため、メールマガジン「ちゅうおうかい通信」もお届けしております。

つきましては、以下のQRコードを読み込んでいただき、メール配信登録フォームからご登録をお願いいたします。または、本会組合担当者が巡回訪問でお伺いした際にお知らせください。

メール配信登録フォームはこちら

※現在「ちゅうおうかい通信」をご登録いただいている会員組合の方は、登録不要です。



組合運営Q&A

【監事に欠員が生じた場合の対応について】

質問：監事が任期の途中で死亡または退任し、定数に欠員が生じた場合はどのような手続きを行ったらよいか。

回答：「役員に欠員が生じた場合の措置」については、中小企業等協同組合法第36条の2において、以下のとおり規定されております。

第36条の2

役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

※「役員」とは、理事及び監事をさす。

しかし、監事が1人しかおらず、死亡等によって欠員となった場合、監査を行うことができないため、組合業務の執行に支障を与えることになります。そのため、速やかに臨時総会を開催し、監事を選任することが望ましく、長期間監事が空席にならないようにしなければなりません。

やまがた中小企業令和6年度第5号に係るお詫びと訂正

本会機関誌「やまがた中小企業令和6年度第5号」の記載内容に誤りがございました。

つきましては、次のとおり訂正させていただきます。

関係各位の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

【誤】P7：「連携事業継続力強化計画」への申請事例（山形県電機商業組合様）

県内では初めてとなる組合としての「連携事業継続力強化計画」の申請とご紹介

【正】県内の商工組合としては初めてとなる「連携事業継続力強化計画」の申請

なお、事業協同組合としては、長井機械工業協同組合様が県内第1号として「連携事業継続力強化計画」の認定をうけております。

その挑戦を

令和7年度 中小企業組合等

課題対応 支援事業 補助金

中小企業組合等の中小企業グループの
みなさまのための事業

SDGsへの取組み、DX推進、2025年問題対応などの
課題や団体・業界特有の課題解決に活用できます。

新たなチャレンジへと
踏み出すための事業です！

補助率上限

**6
10**

補助金上限額

**2,000
万円**

支援します



全国中小企業団体中央会 都道府県中小企業団体中央会